第十九条第一項中「家畜人工授精師が第十七条第一項に規定する者に該当するに至つたとき又は」を削り、同条第二項中「第十七条第二項各号の一」を「第十七条第一項各号のいずれか」に、「基く」を「基づく」に改める。

第三十二条中「並びに家畜人工授精師」を「、家畜人工授精師」に改め、「申請手続」の下に「並びに第十九条第二項の規定による免許の取消し及び業務の停止」を加える。

（家畜伝染病予防法の一部改正）

第百十四条　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の六第二項第九号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「第四十六条の九」を「第四十六条の九第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第四十六条の九」を「第四十六条の九第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　心身の故障により家畜伝染病病原体を適正に所持することができない者として農林水産省令で定める者

第四十六条の九に次の一項を加える。

2　前項の規定による許可の取消し及び効力の停止に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（森林組合法の一部改正）

第百十五条　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の三第一項第二号を次のように改める。

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として農林水産省令で定める者

第四十四条の三第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

第百十六条　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の四第三号を次のように改める。

三　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第九十五条の六第一項第四号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第九十五条の六第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第九章　経済産業省関係

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第百十七条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の四第一項第二号を次のように改める。

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第三十五条の四第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第六十九条の二第一項第四号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第六十九条の二第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

（火薬類取締法の一部改正）

第百十八条　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　心身の故障により火薬類の製造又は販売の業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定めるもの

（商品先物取引法の一部改正）

第百十九条　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

第十五条第二項第一号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第三十一条第一項中「第十五条第二項第一号イからヲまで」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一　心身の故障により業務を適正に行うことができない者として主務省令で定める者

二　第十五条第二項第一号ロからヌまでのいずれかに該当する者

三　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当するもの

四　法人でその役員のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるもの

第三十一条第二項中「前項」を「前項第二号」に、「、リ及びヲに係る部分に限る。）」を「及びリに係る部分に限る。）及び第四号」に改める。

第八十二条第二項中「第十五条第二項第一号イからヲまで」を「第十五条第二項第一号ロからヌまで又は第三十一条第一項各号（第二号を除く。）」に改め、同条第三項中「、リ及びヲ」を「及びリ並びに第三十一条第一項第四号」に改める。

第九十六条の二十第二項第一号中「第十五条第二項第一号イからヲまでの」を「次の」に改め、同号に次のように加える。

イ　心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として主務省令で定める者

ロ　第十五条第二項第一号ロからヌまでのいずれかに該当する者

ハ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はニのいずれかに該当するもの

ニ　法人でその役員のうちにイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの

第二百四十条の五第一号中「第十五条第二項第一号イからルまで」を「第三十一条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第三百三十三条第二項第一号中「第十五条第二項第一号イからヲまで」を「第三十一条第一項各号」に改める。

第三百三十四条第一項ただし書中「第十五条第二項第一号イからヲまで」を「第三十一条第一項各号のいずれか」に改める。